

元代集賢院の設立

櫻井智美

【要約】 本稿では、これまで正面から取り上げられたことがなかった元代の集賢院について、その成立時期にあたる至元年間を中心に、集賢院設立までの経緯・人物・主要な活動・他機関との関連などを詳細に考察した。集賢院成立の背景には、従来から強調されてきた道教と政権を結ぶ組織の整備という目的だけでなく、政権に役立つ人物を任用する機関を作る目的があった。その役割は、皇室の志向や他機関との相互影響などによつて、教育機関の統轄・所属機関への影響などを含め、その後少しずつ変化したが、すべて当初の集賢官が具有した「集賢（賢才を集める）」という枠組みから理解できる。また、至元後期に成立したことから、任用の側面でも、道教や教育管理の側面でも、新興勢力である江南と結びつきが強かった。元代の官吏任用について、科擧だけではない多様な出仕経路の制度的裏づけにも注意を広げていく必要がある。

史料 八三卷三号 二〇〇〇年五月

はじめに

「集賢」という言葉の意味を考えると、「賢人を集める」ことがまず想起されるだろう。その名を冠した建物及び衙門の登場は、唐代まで遡る。『旧唐書』卷八「玄宗本紀上」開元一三年四月丁巳（七二五）の条によれば、「集仙殿を改めて集賢殿と為し、麗正殿書院は集賢殿書院に改む。内五品已上は学士と為し、六品已下は直学士と為す。」と、玄宗時期に「集賢」の官が初めて現れたことがわかる。その職掌は「古今の経籍を刊繕し、以て邦国の大典を弁明し、而して顧問應對に備う」ことであつた^①。また、北宋の「集賢殿」は、太宗太平興国三年（九七八）に、史館・昭文館と並ぶ三館の一つ

として建設され、その名称は、「学士」・「修撰」以下に冠されて館職の一つを指すようになった。その後、徽宗政和六年（一一二六）に至って建物の名称が「右文殿」と改称されると、「集賢殿」という名称を冠する官職は一旦消滅する。^② 集賢官の官制上における位置は大きく変化しているが、彼らは一貫して経籍を刊輯し、国家の重要事に与った。集賢官となつた人物の中には、皇帝の諮問に答えるブレインとなり、のちには高位高官に就くことになるような人物もいた。

北宋までの集賢院については豊富な先行研究があり、その実像に迫ることができる。しかし、その後の集賢院についての研究状況は全く異なる。金代には、宣宗貞祐五年七月（一一二七）からの十年程の間、集賢院が設けられ、知集賢院（従四品）・同知集賢院・司議官・咨議官等が置かれた。^③ 金代の集賢院は、名称としては北宋までの集賢殿の名称を嗣いでいるものの、職掌や機能の継承・変化については、設置期間の短さや史料自体の不足もあり、あまり明らかにはなっていない。ただ、司議官や咨議官等の唐宋時代には見られない職名が採用されたことや、就任した人物の兼官状況からみて、諮問に備える職務が重要であつたことを想起させるのみである。^④

そして、元代の集賢院に目を移すと、まず『元史』卷八七「百官志三」に、

学校を提調し、隱逸を徵求し、賢良を召集するを掌り、凡そ国子監・玄門道教・陰陽・祭祀・占卜祭通の事悉く隸す。

とあるのが基本史料となる。この「百官志」の記事を、唐宋時代の「集賢」官の職務と比べると明らかな違いがある。まず、書物の収集や保管という文言が職掌表現から消える。そして、「集賢」という言葉の意味を体现するような賢良召集の役目や、中央や地方の学校の管理、道教の統轄等の機能が前面に押し出される。この大きな変化は、とりもなおさず官制上の基準や価値観の差異を表すのだろう。この「百官志」の記事は、至順二年（一三三二）に成立した『経世大典』に基づくものであり、文宗トクテムルの時代には、右に挙げられたような職務が集賢院の職掌だと認識されていたことがわかる。しかし、集賢院に関わつた人物が政界で果たす役割を追っていくと実にさまざまであり、元という一時代の中でも、時期によって役割に変遷が見られるようである。その点、「百官志」が元代を通じての集賢院の職掌や性格を正確に表し

ているとはいいがたい。

元代の集賢院については、道教集団との関係を論証した研究はこれまでもあったが、組織自体の役割を対象とし、その位置づけを行うような研究は存在しなかった。そこで、本稿では、元代集賢院の機能に注目し、役割の変化やその政治的背景を明らかにする。ただし、集賢院成立の至元年間を中心に記述を進めることを断っておきたい。それが元代集賢院の基本的性格を決定づけた時期にあたるからであり、また、金代の集賢院や元代中後期の集賢院を考えていく際の基準ともなるからである。考察にあたっては、時間を一つの軸とするほか、「百官志」所載の職掌をヒントに、①学校（国子監を含む）関係、②隱逸徵求及び道教・陰陽・祭祀、③賢良の召集、の三つの柱を立てる。この分類は、陰陽学が存在する点、隱逸徵求と賢良召集が一面不可分な点等、多くの矛盾を含むことも事実で、他方面からの検討を挟まざるを得ないこともあるかと思う。この三つの側面を詳細に考察する前に、第一章では、まず集賢院設立までの軌跡を正確にたどりたい。

① 「大唐六典」卷九「集賢院学士」。

② 宋代の集賢殿については、梅原一九八五、第四章「宋代の館職」を参照。

③ 「金史」卷五六「百官志二」集賢院の条、及び同書卷一五「宣宗本紀中」興定元年七月乙巳の条（貞祐五年は九月壬午に興定元年に改元された）。

④ 三上一九六九では、集賢官となった人物の大部分を挙げ、集賢院の設置と廃止時期、及びその性格や設置理由を論じている。集賢院は、益政院へと拡充・改編されていったとされる。

⑤ 藤島一九七一、孫克寛一九六八の「上編第四」等、道教集団との関係を考察する論考は若干あり示唆に富むが、どれも集賢院そのものを考察の主対象としたものではない。

一、至元二二年まで

(一) 至元二〇年以前の集賢官

「百官志」の集賢院の条には、先に引用した部分に続けて、

国初、集賢は翰林国史院と官署を同一にす。至元二十二年、分けて兩院を置く。

とある。この条だけによれば、『元史』のいう「国初」、つまり中統年間から、すでに存在していた翰林院の官署の中に集賢院が間借りしていて、至元二二年（一二八五）になって分居したかのようにとれる。しかし、それは、同巻の翰林兼国史院の条に、

中統初、王鶚を以て翰林学士（承旨）と為すも、未だ官署は立てず。至元元年始めて置く。……二十年、集賢院を省併して翰林国史集賢院と為す。……二十二年、復た分けて集賢院を立つ。

と見えることから、以前から何らかの形で存在した集賢院が、至元二〇年に至って一旦は翰林院に合わされたことがわかる。集賢院は、実際、組織・機構として、もしくは官署・建物の名称として、あるいは宋代にみえた単なる称号として存在していたようだが、これらの記述からだけでははっきりしない。そこで、本章では、「百官志」において正式な設立の年とされる至元二二年以前の動向を、（一）至元二〇年以前と、（二）翰林国史院に合併されていたとされる二〇～二二年に分けて探っていく。

年代が特定できる最も早い任官例は、至元八年（一二七一）の許衡である。『元史』卷七「世祖本紀四」至元八年三月乙酉の条に、

許衡 老疾を以て中書の機務を辞し、集賢大学士・国子祭酒に除せらる。衡旧俸を納還せば、詔して別に新俸を以て之に給す。命じて国子学を設け、司業・博士・助教各一員を増置し、随朝百官近侍の蒙古・漢人の子孫及び俊秀なる者を選びて生徒に充つ。

として、集賢大学士の名称がみられる。^①彼は元代北方の理学者として非常に有名な人物であり、世祖クビライに即位以前から仕える教育者としても注目されてきた。^②許衡が集賢大学士の称号を受けた背景には、当時の彼の特別な地位があった。具体的には、彼が中書の職を解かれた事実や、彼が中心となって、不完全な形ではあれ国子学が組織として始められたことが強く関わっている。^③許衡は直前に中書左丞に任命されたが、しきりにその職を解かれることを乞い、至元七～八年の時点では正二品だった中書左丞から、中統二年（一二六一）にも就いたことがあった国子祭酒の職に転任することになっ

た。後に決まる品秩では正三品にあたる国子祭酒への転任は、官秩上明らかに降格を伴うものであった。そこで国子祭酒以上の官秩を持つ官への就任が考えられた。それが集賢大学士だったのである。

では、なぜ集賢大学士だったのか。この理由は、なかならず、国子学という組織との関係が挙げられよう。同じく至元八年、国子監のもとに国子学を設け、

先生方相府（はせ）に居り、丞相旨を伝えて蒙古生四人を教えしめ、後又旨を奉じて七人を教う。是に至りて旨有りて、四方及び郡下の受業を願う者をして俱に其の列に預かるを得しむ。即ち南城の旧枢密院をして学を設けしむ。

と、校舎を準備して広く生徒を募った^⑤。許衡は、国子学の上組織である国子監の代表として、再び国子祭酒の官職に就いたのである。この度の国子祭酒は、中統二年に許衡が就任したときよりずっと実態を伴っていた。彼は教育に長年携わってきた経歴を基盤に国学の成立を目指していた。集賢大学士となった理由をその延長線上でとらえれば、国子監が生徒を広く募集した点が「集賢」の語義に結びつけられ、集賢大学士の称号が採用されたことが考えられるだろう。事実、彼は以前の教え子たちを呼び寄せている。これが、当時文章の官が一般に就いていた翰林官ではなく、「集賢」とされた最も蓋然性の高い理由である。許衡は至元一〇年七月まで集賢大学士兼国子祭酒として国学を運営した後、病気のために何度か帰郷し、その度ごとに新たな国子祭酒がたてられ、国子学も浮き沈みを経つつ存続した^⑥。彼は一五年三月に改めて集賢大学士兼国子祭酒の称号を授けられた上で、領太史院となり、有名な授時暦が完成するのを待って、一七年八月にまた故郷に戻った。つまり、彼が確実に集賢大学士の称号を帯びた期間は、至元八年三月から一〇年七月、及び一五年二月から一七年八月の五年余りに及んだ。元代最初の集賢大学士として彼が行った仕事は、事実上は、国学の監督と指導、そして暦の作成であった。これは国子祭酒と領太史院事としての役割に他ならず、集賢官としての仕事とみなすのは適当でない。すると、集賢職は明らかに称号としてとらえられる。

ここまで比較的详细に許衡の履歴を追ったのは、許衡の活動や兼官が後の集賢官の職掌に影響したからである。まず、

歴代の官学のシステムに照らして国子監と基本的には関係なかった集賢院が、元代に至って国子監を正式に直接の下級官庁としていった背景には、彼の兼官があつたと見られる^⑨。また、授時曆作成に関わつた許衡以外の人物にも集賢官となつた例が見られる。それは楊恭懿であり、許衡と共に太史院にあつて授時曆の作成に活躍し、至元一七年四月に集賢学士となつた^⑩。許衡との違いは、授時曆の完成近い時期に、作業に対する恩賞として授けられたところだけである。太史院など曆に関わる機関と集賢院の結びつきは、明らかにこの時期を起点とする。

次に、二〇年以前に集賢官であつたと確認できる人物として、至元一八年（一二八二）の程鉅夫を挙げることができる。程鉅夫『程雪楼先生文集』附録、掲侯斯「元故翰林学士承旨光禄大夫知制誥兼脩国史雪楼先生程公行状」には、

（至元）十五年十一月九日、世祖皇帝香殿に召見す。……明年、応奉翰林文字・朝列大夫を授けらる。又た明年、脩撰に進む。又た明年、中順大夫・秘書少監に升り、尋いで集賢直学士・中議大夫に升り、秘書少監を兼ね。

として、彼が集賢直学士となつたことが述べられる^⑪。程鉅夫は、旧南宋の官吏の中でも至元一三年にクビライのケシクに入り、最も早い時期に高位に登つた江南士人として、夙に注目された人物である^⑫。ただし、至元一九一三年の程鉅夫については、『程雪楼先生文集』に残る記述も少なく、具体的な事跡はほとんどわからない。当時の彼の活動は、有名な奏「吏治五事」の内容から、或いはその後の活動から推すことができるのみである。ここで注目したいのは、程鉅夫が許衡の場合と同じく、集賢官の称号を持ちつつ別の官を兼任していることである。程鉅夫の場合は秘書少監であり、少なくとも二〇年三月ごろまで務めた。しかも、彼の場合、数ヶ月前にすでに秘書少監であつた上に集賢直学士になつたことがはっきりする。つまり、許衡と同じく、その中心的職務は秘書少監としての仕事であり、そこに何らかの意味を与えるべく集賢官が加えられたと考えられる。彼は至元一三年まで継続して集賢官の地位にあり、至元一三年には「集賢」の語義を体現したような「江南訪賢」を行つている^⑬。こうした後の活動が期待されての就任だった可能性もある。というのも、同じような活動を行つた人物が集賢官となつた例が既に存在した。至元一十九年に集賢侍読学士になる崔彧は、一六年に詔

を奉じて江南に赴き「芸術の人」を探したという経験を持っていたのである。^⑭

さらに、この時期に集賢官だった人物を探すと、許國禎が挙げられる。彼はクビライの即位以前から医者として仕えた人物であり、至元二二年以降のある時期に集賢大学士になり、遅くとも二二年一月には翰林集賢大学士と呼ばれるようになる。^⑮ 集賢大学士の称号は、足の疾病に苦しむクビライや宗室の面々を救った褒美の意味を持った。

以上の五人が、今のところ確実に至元二〇年以前の集賢官とわかる人物である。^⑯ 彼らの履歴や活動を総合すると、少ない例ながらも、集賢官となりながら他の役職を兼領し、その仕事にあたるが多かった事実が浮かび上がる。つまり「集賢某」の名称は称号として理解でき、実職は別にあつたということになる。この時期の集賢院は、組織としてのまとまりを持たず、個別的に与えられた地位にすぎなかつたのである。ただし、気をつけたいのは、彼らが集賢官となつたのはそれぞれ決して偶然ではなく、何らかの意味を持つ点である。また、称号化していたと言っても、散官の代わりに使われたわけではない。そして、彼らの兼官がその後の集賢院の性格を決定する要素ともなつていった。「集賢某」の名称が歴史や医学等儒学以外の分野の人物と結びつくこともまた指摘できる。

(二) 翰林国史集賢院の実態

さて、「百官志」の記載によれば、集賢院は至元二二年（二二八五）に翰林国史院より分立した。本節では、この間の経緯をできるだけ具体的にあとづけ、翰林国史院と集賢院の関係を明示したい。まず、時期はやや遡るが、『元史』卷一一「世祖本紀八」至元一八年一〇月壬子の条に注目すると、

翰林学士承旨撒里蛮を以て、兼ねて会同館・集賢院の事を領せしめ、平章政事・枢密副使張易を以て、兼ねて祕書監・太史院・司天台の事を領せしめ、翰林学士承旨和札霍孫を以て司徒を守せしむ。

とある。ここでは、翰林院の長官であつたサルバン（Sarpan）が集賢院を領したことが述べられるのみであるが、実際に

はもつと大きな組織改編が起こっていた。詳細については別稿に譲り、事実関係に絞って述べると、至元一八年末に、翰林学士承旨をトップとした「司徒府」という組織が作られ、そのもとに、会同館・集賢院・祕書監・太史院・司天台が統合された。先に挙げた程鉅夫について言えば、至元一八年後期に集賢直学士となり、引き続き祕書少監を兼ねたのは、同じ「司徒府」という組織の中での兼官であったという見方ができる。しかし、「司徒府」の設立を以て、ただちに「百官志」が言うところの、翰林国史院による集賢院の「省併」だとすることはできない。というのも、集賢院が翰林院のもとに統合されているにもかかわらず、程鉅夫は依然として「集賢直学士」という名称で呼ばれ、「百官志」に見られた「翰林国史集賢院」を冠した名称をまだ帯びていないのである。彼が「翰林集賢直学士」となるのは、至元二〇年三月のことである。程鉅夫の職名変更と時期を同じくして、「翰林国史集賢院」あるいは「翰林集賢院」という官庁名がしばしば現れるようになる。例えば、『祕書監志』卷三「公移」至元二〇年八月初二日の中書礼部の関文では、「翰林国史集賢院」と「蒙古」翰林院」が並記され、同書卷一「設属官」にも、至元二二年三月三日の「翰林集賢侍講学士」の牒文が掲載される。

それに伴い、程鉅夫以外でも、「翰林集賢」を冠する官職に就く人物がでてくる。例えば、クビライの重臣の一人である董文用は、至元二二年初に翰林集賢学士となり、同時に祕書監となった。^{①②}また、陳垣編（陳智超・曾慶瑛校補）『道家金石略』六五四頁「玉清觀碑」の撰者王之綱は、王鶚の孫であり、その後翰林待制を経て直学士まで進んだ人物であるが、碑文中で「翰林集賢修撰承務郎兼興文署令」の肩書きを用いている。この碑の書写年代は本文より至元二一年中だと考えられ、彼が「翰林集賢修撰」を名乗ったのも、その時期にあたるだろう。^{③④}

次に徐世隆が挙げられる。『国朝名臣事略』卷二二「太常徐公」、及び『元史』卷一六〇「徐世隆伝」によれば、至元一七年に召されて翰林学士となり、また召されて集賢学士となったが、どちらも疾のために辞したという。伝記においては翰林や集賢の官名はみられないわけである。^{⑤⑥}しかし、彼が東平路道教都提点張志純のために書いた七言律詩「蒿里山神祠

詩」〔道家金石略〕六四六頁）には、

歲甲申閏五月廿七日甲辰、翰林集賢學士正議大夫知制誥同修國史徐復齋 提点道教天倪子張志純の為に之を書す。

という後序があり、彼は至元二一年閏五月二十七日の時点で、「翰林集賢學士」という称号を用いていたのがわかる。彼は同じ肩書きを使って、「徐世隆詩刻」を撰書し、また「重修東岳高里山神祠記」及び「岳陽重修朝元觀記」を撰してもいる。この三つのうち、「徐世隆詩刻」を撰書した年代は、「高里山神祠詩」より早期のものであることがわかるのみであるが、「重修東岳高里山神祠記」は至元二一年一〇月に撰されたことが明らかである。②③「岳陽重修朝元觀記」は「大元至元二十二年歲乙酉三月十有七日」の日付を持ち、この日付が立石年代を表しているとしても、撰された時期もそう遡らないと思われる。すなわち、伝記には表れないが、職を辞してから至元二二年にその生涯を閉じるまで、最後に授けられた官職名である「集賢學士」、つまり当時の「翰林集賢學士」を自称していたのである。②④

では、彼らの職名や称号となった「翰林集賢」とは、具体的にどういう意味を持つのだろうか。実は単なる集賢官でありながら、翰林院の下に集賢院が入っているために「翰林集賢」となったのだろうか、それとも、翰林集賢院という完全に合併した組織の官員なのだろうか。言い換えれば、「翰林集賢某々」以外にも翰林官が存在したか、という問題である。これを考える大きなヒントは、閻復と王磐の官職名の変化である。袁桷『清容居士集』卷二七「翰林學士承旨宋祿大夫遙授平章政事贈光祿大夫司徒上柱國永國公諡文康閻公神道碑銘」には、

（至元）十九年、侍講。明年、集賢侍講學士を兼ね。時において、西院皆会同館を領す。是により、応奉より侍講に至るまで、

皆会同を兼ね。

とあり、至元一九年に翰林侍講學士となった閻復は、まもなく集賢侍講學士を兼ねた。②⑤彼自身もまた「翰林集賢侍講學士」という称号を使っており、彼の例ももちろん、「百官志」が言うところの翰林國史院による集賢院の「省併」を契機とするに違いない。翰林官であった閻復が集賢官を兼ねるとともに、集賢官であった程鉅夫は翰林集賢官になった。そし

て、長く翰林学士承旨の地位にあった王磐までもが、この時期だけは「領集賢院事」となっている^②。この事実は、翰林国史院と集賢院が至元一九年までとは異なり完全に合併して一体化したことを物語る。このような状況の中で、至元二〇年までは数人に与えられたに過ぎない集賢官の称号は、職名として歴史のある翰林院の権威と結びついていく。その結果、集賢院の職は次第に名譽あるものとなり、紆余曲折を経ながらも一官庁として独立への道を進むのである。もつとも、翰林官が集賢院の職を兼ねることは金代にもあり、例えば、『金史』卷一一〇にみられる楊雲翼や趙秉文は、集賢院の設立にあわせて集賢官を兼ねている。ただし、彼らの兼官は組織としての合併や統合を意味するものではない。『元史』「百官志」の中でこの二つの官庁が続いて記述されることや、もとは翰林国史院の属官であった興文署が後に集賢院に移管されることなどに現れる密接な関係は、この時期に成立したといえるだろう。

また、兼官という側面からこの時期の翰林集賢院を考察すると、閭復の神道碑に述べられるように、設立当初礼部管轄であった会同館が下級官庁として所屬しており、程鉅夫の実例も見られる。また、董文用のように祕書監を兼任する者もいた。これらは、実は至元一八年からの「司徒府」の存在の影響を強く受けられていると考えられる。第一章の考察を通じて、集賢院独立までの官職名の変化や兼官の状況等が明確になってきた。次章以下では、「はじめに」で挙げた三つの側面について具体的に考察したい。

① 『元史』卷八一「選舉志二」学校には、すでに、「世祖至元七年、命侍臣子弟十有一人入学、以長者四人從許衡、童子七人從王恂。」とあった。しかし、蘇天爵『滋溪文稿』卷七「皇元故昭文館大學士兼國子祭酒贈河南行省右丞耶律文正公神道碑銘有序」等に見られること、國子学の設立は至元八年であると広く認識されていること、五八「許衡伝」にも、「八年、以為集賢大學士、兼國子祭酒、親為振蒙古弟子傳教之。」とあり、この部分はおそらく、蘇天爵『國朝名臣事略』卷八「左丞許文正公」所引「國子事跡」による。また、歐陽玄

『圭齋文集』卷九「元中書左丞集賢大學士國子祭酒贈正學垂憲佐理功臣大傅開府儀同三司上柱國追封魏國公諡文正許先生神道碑」（以下「許先生神道碑」と略）は年代を略記する。

② 彼については、多くの年譜とさまざまな研究がある。安部一九五九と袁一九七二を特に参照した。

③ この時期の國子監や國子学についての専論は、袁一九七四、特格舍一九八一、王一九九三b等があるが、考察は十分と言いがたい。安部一九五九の第三章「太極書院の創設とその遺風」が、國子学の沿革に

ついでより参考になる。一方、『滋溪文稿』（中華書局点校本）の前言において、国子学が入仕の一路として機能としていたことが述べられている。集賢院と国子学の統属関係を考察する際にも参考になる意見である。

- ④ 「許先生神道碑」は「右丞」とする。
- ⑤ 「国朝名臣事略」卷八「左丞許文正公」所引「国学事跡」。また、国子学の場合については蕭一九八六を参照。
- ⑥ 安部一九五九、王一九九三bを参照。
- ⑦ 「元史」卷一〇「世祖本紀七」では、至元一五年二月壬午の条に、「置太史院、命太子贊善王恂掌院事、工部郎中郭守敬副之、集賢大学士兼国子祭酒許衡領焉。」とあるが、『国朝名臣事略』卷八「左丞許文正公」では、「十五年三月、授集賢大学士、兼教領太史院事。」と三月にかける。ここでは、『国朝名臣事略』に拠る。
- ⑧ 「大元聖政国朝典章」（以下「元典章」と略）卷一「詔令」の「頒授時曆」及び「国朝文類」卷九「頒授時曆詔」からは、授時曆は至元一七年六月に頒行されたと考えられるが、『元史』では同年一月にかけられる。いずれにせよ、許衡の称号は八月までと考えてよいだろう。
- ⑨ 国子監が集賢院に属することに対して、後に、正当ではないという意見も見られた。『元史』卷一六四「楊桓伝」を参照。
- ⑩ 楊恭懿については、姚燧「牧庵集」（四部叢刊本）卷一八「領太子院事楊公神道碑」、及び「国朝名臣事略」卷二三「太史楊文康公」を参照。『元史』卷一六四にも伝がある。
- ⑪ 「程雪楼先生文集」卷首「楚国文憲公雪楼程先生年譜」至元一八年の条にも、「公年三十三歳、春正月升中順大夫秘書少監、冬十二月遷集賢直学士中議大夫兼秘書少監。」とされる。「行状」の成立の方が早

いため本文に挙げたが、こちらではさらに、二月の就任であるとされる。しかし、『秘書監志』（広倉学芸叢書本）卷九「題名」の秘書少監の條には、「程文海、字矩夫、建昌人。至元十八年四月初一日以中順大夫上。至元十八年九月初二日授集賢直学士中議大夫兼秘書少監。」とあって、九月の就任とされる。史料の性質からみて、九月の可能性が高いのではないだろうか。また、秘書少監になった経緯は、同書卷一「設官」に述べられるが、難解な記述でその詳細ははっきりしない。

⑫ 程矩夫については、袁一九七九、姚一九五九、孫一九六八の第四編「儒生与其著作」等が詳しい。

⑬ 後述するが、至元二三年まで集賢直学士に、二四年四月には集賢学士になっている。「江南訪賢」については、孫一九六八の第四編「儒生与其著作」、王一九九六等を参照。程矩夫にとっても、この「江南訪賢」は大きな事跡であつたらしく、『程雪楼先生文集』中でも、度々その事実にふれている。

⑭ 「元史」卷一七三「崔彥伝」を参照。

⑮ 「元史」卷一六八「許国禎伝」、及び同書卷一三「世祖本紀一〇」至元二二年二月癸酉の条を参照。彼が中統年間すでに宮廷おかかえの医者として活躍していたことは、『元典章』卷三三「礼部五」医学「免医人雜役」からもうかがわれる。

⑯ 張留孫が商議集賢院事となっているが、正式な集賢官とは言えない面があり、ここでは数えない。詳細は、第二章第一節を参照。

⑰ 至元一八一九年の翰林院を中心とする機関の合併と司徒府の設立については櫻井二〇〇〇を参照。

⑱ 「楚国文憲公雪楼程先生年譜」至元二〇年癸未の条に、「公年三十五歳、春三月加翰林集賢直学士、同領会同館事。」とある。至元二〇年三月が、「省併」の日付と言えるもう一つの理由として、至元二〇

年二月の記録である「元典章」卷四〇「刑部二」刑具「禁斷王侍郎罪案」の中に、依然「刑部尚書集賢侍読学士」崔暎の呈が存在することが挙げられる。

⑲ 庚集「道園學古録」卷二〇「翰林學士承旨董公行狀」（「國朝文類」卷四九所収）で、至元二〇年の記事の後に、「軫通議大夫、禮部尚書、選翰林集賢學士、知秘書監。……二十二年拜中奉大夫、江淮等處行中書省參知政事。」とあること（「國朝名臣事略」卷一四「內翰董忠穆公」の内容も同じ）、及び「秘書監志」卷九「題名」秘書監の條に、「董文用、冀城人。至元二十二年二月初一日上。」とあるのを、考え合わせると、至元二二年初めの就任と考えられる。翰林集賢學士から秘書監に移った可能性も完全に否定はできないが、兼任と理解する方が妥当だろう。董文用は「元史」卷一四八にも伝がある。

⑳ 揭傒斯「揭文安公全集」卷二二「大元勅賜正奉大夫江南湖北道肅政廉訪使董公神道碑」、劉秉忠「藏春詩集」の閏復序等を参照。また、董公の神道碑の主である董守中は董士珍の子で、董文忠の孫である。董文忠は董文用の弟にあたる。董守中が王之綱の娘を娶っていることから、董王両家の血縁関係もうかがわれる。

㉑ 日付は「大元至元二十三年七月日」であるが、碑文中に、「至元甲申（二二年）、僕以事來汴、館于朝元丈室。洞陽以玉清始末告之、且求教語以刻諸石。」とある。

㉒ 「道家金石略」において、陳垣氏は、王之綱を王揮「秋澗先生大全文集」卷五九「碑陰先友記」に見える、字が叔賢という人物に比定する。しかし、「碑陰先友記」は、碑陽の記述より至元二五年ごろに撰されたものであることがわかり、その時点で「通世務、以儒術録吏事、有塩鉄諸論傳相下」とされる叔賢が至元二二年に翰林修撰であるのには違和感がある。前注の史料等から、至元二四年から二六年ごろに翰

林待制となった、字が子維なる人物を指すと考えるべきだろう。

㉓ 「正義大夫」と「知制誥同修國史」についても伝は触れない。すでに「山左金石志」卷二「徐世隆詩刻」が指摘するとおりである。

㉔ 「山左金石志」では、「無年月」とされ、繆荃孫「芸風堂金石文字目」卷一五「徐世隆記夢詩送天倪子詩」は、年月を記さず至元年間の最後に並べられる。

㉕ 「重修東岳高里山神祠記」は「泰山志」（嘉慶六年序本）卷一八「道家金石略」六四七頁）に、「岳陽重修朝元觀記」は「泰山志」卷一八「道家金石略」六五〇頁）に録文がある。後者については、錢大昕「潛研堂金石文跋尾」卷一八に跋文がある。

㉖ この碑は「大元至元二十一年歲次甲申十月乙巳朔十五日己未」の日付を持ち、「高里山神祠詩」の跋文にも「高里山神□□亦作於是年十月」と書かれている。

㉗ 徐世隆が翰林集賢學士で一生を終えた可能性は別の史料からも指摘できる。「秘書監志」卷二〇「題名」著作郎の條に、「徐汝嘉、字□□。至元二十七年五月十六日以承務郎上。翰林集賢學士徐□□子。」として挙げられる徐汝嘉は、徐世隆の子であったと考えられよう。また、王揮が「秋澗先生大全文集」卷一九「大卿徐先生挽章」や卷九七「玉堂嘉話」で、徐世隆の官を集賢大學士に至るとするのは、明らかに誤りである。

㉘ 「元史」卷一六〇「閏復伝」には、「（至元）十九年、陞（翰林）侍講學士、明年、改集賢侍講學士、同領會同館事。」とあるが、至元二〇年に翰林から集賢侍講學士に移ったとするのは、袁桷の記述を整理する過程で矛盾を感じた「元史」編纂官が、書きかえたのであろう。

㉙ 「山左金石志」卷二「劉氏先塋碑」には、「翰林集賢侍講學士中順大夫同會同館事閏復撰」とあり、「泰山志」卷一八「七仏閣碑」に

は「翰林集賢侍講學士中順大夫知制誥閻復記」とある。

③④ 「七仏閣碑」には「翰林學士承旨中奉大夫知制誥兼修國史領集賢院事王磐題額」とある。

③⑤ 「金史」卷一一〇「楊雲翼伝」には「興定元年六月、遷翰林侍講學士、兼修國史、知集賢院事、兼前職。……二年、拜禮部尚書、兼職如故。」（元好問『遺山先生文集』卷一八「内相文獻楊公神道碑銘」）では

「興定二年、擢拜禮部尚書、兼知集賢院事。」とあり、「金史」卷一一〇「趙秉文伝」には「興定元年、転侍読學士、拜禮部尚書、兼侍読學士、同修國史、知集賢院事。」（『遺山先生文集』卷一七「閻闕公懿銘」）では「興定中、拜禮部尚書、兼前職、同脩國史、知集賢院事。」とある。三上二九六九も一部引用している。

③⑥ 注⑬を参照。

二、学校教育と道教の管轄

(一) 道教の管轄

三つの側面のうち、便宜的に研究の厚い道教方面の職掌から考察を始める。至元一八年（二二八二）、正一教道士張留孫は、集賢院の独立と集賢院による道教の掌握を提議し、その結果、翰林院と集賢院が分立したという記述がある^①。至元一八年末に集賢院が翰林院から分立したというのは、もちろん誤りであり、提議のみが至元一八年であったのだろう。一八年という提議年代についても疑問がないわけではないが、張留孫が翰林院と集賢院の分立を提起した事実は、別の史料でも繰り返されるところである^②。張留孫は言うまでもなく元代正一教の代表人物であり、かつ政治的に活躍した道士としても有名である^③。元代の集賢院の職掌を他代と比較した場合に、この提議を第一の根拠として、道教との関係が強調されてきたが、実際には「集賢院イコール道教統轄機関」と言える状況にはなかつたようである。本章では、道教教団と集賢院の関係を、詳細に再検討する^④。

まずは、高橋文治氏がすでに指摘した張留孫の肩書きについて^⑤、少し別の角度からもう一度検討してみたい。張留孫は集賢院を独立させたと称賛されているが、必ずしも最初から集賢院の中心的な官に就いたのでない。張留孫の集賢院に関する職号について列挙すると、商議集賢院事（至元一八年（二二八二）？）、預議集賢院（至元二五年）、同知集賢院道教

事(元貞元年(一二九五)～)、知集賢院領諸路道教事(大徳一一年(一二三〇七)～)となっている。^⑥一方、『元史』巻八七「百官志三」によれば、至元二二年の時点で、大学士三員、学士一員、直学士二員、典簿一員、吏属七人を置いた集賢院は、二四年に、学士一員、侍読学士二員、待制一員を増やし、ついで正二品に陞り、そのトップに「集賢院使」をおいた時点で、一旦その定数を整える。その後も定員や名称に多少の変化は見られるが、その時期まで通してみても、張留孫が帯びた称号が定員に定められることは一度もなかった。つまり、彼は一度も正式な集賢官にはならなかったと言える。もちろん、「商議某々事」・「預議某々事」・「同知某々事」・「知某々事」は別の官衙においてもよく見られ、多くの場合、正式の官でなくても、文字どおりその機関内での議論に参加して意見したり(商議・預議)、他の職掌を司りながらもその機関の活動に責任や影響力を持った(知・同知)している。そのような用例に照らせば、張留孫は世祖クビライの時期には集賢院での議論に参加するだけであつたのが、成宗テムルの時になって集賢院に影響力を持つようになり、武宗カイシヤンの時に最もその影響力を強めたという理解が可能である。

一方、全真教では、道教教団内部の人間が集賢院の称号「同知集賢院道教事」を帯びるのは張留孫に後れをとり、大徳三年(一二九九)三月～四年九月の間の張志仙が挙げられるに過ぎない。^⑦また、全真教の復興者とも言える苗道一は至大元年に商議集賢院事となり、また孫徳彧が延祐初に知集賢院道教事となる等の記事が見えるが、どちらも、当時の張留孫の地位に及ぶ名称ではなかった。ここから、至元・大徳以降の正一教と全真教の、政治上の地位の差を見出すこともまた可能である。^⑧道教内部の問題は暫く措くとしても、「商議集賢院事」や「知集賢院道教事」等という、定員外の特別の名称が、専ら道教方面の人々に準備されていたことが明らかである。つまり、道教集団の勢力が及ぶ範囲は、集賢院の一面に限られており、南北ともに集賢院の組織内部に食い込むものではなかったと言える。

もちろん、集賢院は設立初期の至元二〇年代から、道教方面の統轄機関としてすでに機能し始めている。例えば、祁志誠の功績を記した「玄門掌教大宗師存神応化洞明真人祁公道行之碑」(以下、「祁公道行碑」と略)には、

（至元二二年）春二月、書を集賢院に移し、道教提点張志仙を挙げ自ら代る。集賢院以て聞す、詔すらく可なり、と。^⑩とある。集賢院が独立して早々の時期に、「玄門掌教真人」の交代に際して集賢院がその報告を受けているのである。ただし、集賢院が道士たちによって道教だけのために設立されたされたと解釈することはできない。集賢院は道教に関して、あくまでも権力の中心機関との橋渡しとして機能し始めたにすぎない。本来、張留孫の主眼も、集賢院を自分たちのための機関として独立させることにはなく、道教統治機関として整備するところにこそあったのかも知れない。彼の考えは聞の中だが、結果的に彼は正式の集賢官には就任しなかった。『元史』卷三三「文宗本紀二」天曆二年九月庚申（一三三九）の条には、張留孫の称号として、

故領諸路道教事張留孫に加封して上卿・大宗師・輔成贊化保運神德真君と為す。

とあって、集賢院の職名が表れないのは、張留孫の本職が知集賢院にあったのではなく、諸路道教の事を領することになったのを端的に示している。

（二）学校教育

元代において学校教育を司る機関はいくつか存在し、それぞれ少しずつ違う職掌を分担しあっていた。集賢院もそのうちの一つであった。^⑪『元典章』卷三二「礼部四」儒学「整治学校」には、「至大四年正月□日、欽奉せる聖旨の節該」として、集賢院の官員の奏上を載せる。

薛禅皇帝 宝位に登るの後、聖旨を累降し、学校を設立し、人材を養育して以て擢用に備う。至元二十一年、集賢院を設立し、内外学校を提調し、各処行省は儒学提举司を設立し、路・県のところて学官たちに委付して、教えさせた。^⑫

至大年間の集賢官の認識によれば、中央の集賢院は内外学校、つまり中央の国子監と地方学校・書院とともに管轄する機関であった。具体的には、学校のことについての議論に参加したり、人物を自ら推薦したり、推薦された人物を審査・任

用したりする事務に携わった。^⑧至大年間においてはこのような認識が通用しており、さらに、そのような内容の上奏をしているのも、他でもない集賢院の官員であった。

しかし、至元二〇年前後に時代を限ってみると、集賢院と学校の関係は至大年間の認識ほどには固定していないようにみえる。例えば、至元二四年正月には、学官の試験から任用に至るまで、監察御史や提刑按察司等監察系統、そして翰林国史院が関わっているが、集賢院の名はみえないのである。^⑨その一方で、同二四年二月、葉季によつて儒学提举司の設立が提案され、閏二月に各道に立てられている。^⑩その時点で、中央の集賢院・地方の儒学提举司という構造が一応は形づくられた訳だが、その仕組みが根づいていくには、さらに多少の時間がかかったであろう。^⑪学校教育と集賢院の結びつきは、おそらく、その後、至元二〇年代後半に徐々に形成されていったに違いない。つまり、国子監が集賢院の下に属する下地は、至元初に許衡が兼官した時からできていた。その後、地方学校が整備されるにあたって、集賢院が地方の教育までも中央と合わせて一手に扱おうという方向ができ、結果的に中央と地方を結合させた教育統治機関ができあがったのである。

さて、地方教育について、すでに陳高華氏・宮紀子氏等が指摘する如く、監察御史や提刑按察使等の監察官は教育を勧め、人材を見つける仕事も行っていた。^⑫元来、監察官は、官吏の弾劾を行う一方で、官吏を推薦する面も合わせ持つ。特に、至元年間における提刑按察使の推挙における役割は絶大であった。^⑬一方、至元二〇年代以降に整備されていく地方学校は、優秀な人材を集め、推挙の母胎としての役割を担っていた。一見別の機関に見える教育機関と監察機関は、このように密接に結びついていた。学校に関わる集賢院の職務を見ていくと、その結びつきの上で潤滑剤のような役割を果たしていたようである。このようないくつかの組織に関わりのあった程鉅夫が自称する職名は、集賢院の性格を考える上で象徴的である。彼は、至元二三年に集賢直学士として嘉議大夫・侍御史・行御史台事を拝し、^⑭江南において賢良の搜挙を行った。彼は、『程雪楼先生文集』中で江南搜訪について繰り返しふれる際に、当時の自分の身分を「侍御史」と称するこ

とが一般的であり、自分が行ったことが基本的には御史台の任務であったという考え方を反映している。しかし、こと大徳年間に書いた比較的早期の文章の中では、「集賢直学士」と書いていることの方が多し。これは、少なくとも大徳年間までは、搜訪の事実には集賢直学士の名称こそ相応しい、という認識を程鉅夫が持っていたことを物語る。教育の側面での集賢院の役割は、彼の官職と活動に象徴されるように、任用や監察などと微妙に絡みながら展開していったのである。

- ① 泰定二年ごろに書かれた、『清容居士集』巻三四「有元開府儀同三司上卿輔成贊化保運玄教大宗師張公家伝」（以下「張公家伝」と略）では、「十八年七月、皇曾孫生、是為武宗、上命拓嘉名以進。是歲分翰林・集賢院為兩、道教專掌集賢、始自公議。」とされる。
- ② 張留孫の死後最も早い彼の伝である、趙孟頫「大元勅賜開府儀同三司上卿輔成贊化保運玄教大宗師志道弘教冲玄仁靖大真人知集賢院事領諸路道教事張公碑銘并序」（拓影が『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本匯編』四九冊一二二頁に、録文が『道家金石略』九一〇頁にある、以下「張公碑銘」と略）は、「初集賢翰林共一院、用公奏始分、翰林掌詔誥國史、集賢館天下賢士以領道教。」とし、泰定三年の虞集「道園學古錄」巻五〇「張宗師墓誌銘」もこの記事を載せるが、年代を明示しない。前碑については、趙孟頫の撰書に關してその真贋が疑われているが（王一九八三aを参照）、熊夢祥撰、北京図書館善本編輯「析津志輯佚」（北京古籍出版社、一九八三年九月）「祠廟、儀祭」には、「岳廟南北二京有四処。一在燕京陽春門、即今朝枝廟、無碑。一在長春宮東、有礼部尚書元明善所撰碑文。一在燕京太廟寺西、有王游游所撰碑文。一在北城齊化門外二里許、天師宮張上卿創起、後俱是吳宗師間問一力完成。有翰林學士趙孟頫子昂奉勅撰張上卿道行碑。」とあり、この碑の存在自体に間違いはない。また、錢大昕「潛研堂金石文目録」巻八によれば、同じ碑が龍虎山にも立てられていた可能性がある。
- ③ 張留孫個人についての研究は、顧敦録一九六九、一九七〇等がある。
- ④ 本章については、中国社会科学院近代史研究所の蔡美彪研究員に意見をいただいた。紙上を借りてお礼を申し上げたい。
- ⑤ 高橋一九九七、第四章「張留孫の登場」。
- ⑥ 主に「張公家伝」による。「至大二年、領集賢院、位大學士上。」とあるが、他の史料では、張留孫は死亡時「知集賢院領諸路道教事」と称されるため、「領集賢院」をタイトルとは解釈しない。「大學士の上に位した」という表現は、当時の大學士たちが集賢院における権限を形式的にしか持っていなかった状況を背景にしているのだろう（結びにかえて「注⑤参照」）。
- ⑦ 『道家金石略』六九九頁「女門掌教大宗師存神応化洞明真人祁公道行之碑」、及び七〇三頁「重修太初宮碑」の立石者の中に、張志仙が現れる。彼のタイトルは、大徳三年三月の前者は「掌管諸路道教事」とし、四年九月の後者は「管領諸路道教事同知集賢院道教事」としており、この間にタイトルが変化していることがわかる。
- ⑧ 『道家金石略』七二七頁「永樂宮聖旨碑」及び七四二頁「盤屋重陽万寿宮聖旨碑」、蔡美彪『元代白話碑集録』六六（六八頁）を参照。なお、孫徳成については、羅振玉刊「金石萃編未刻稿」巻中「孫徳成道行碑」（『道家金石略』七八七頁も同じ。拓影が『北京図書館蔵中国歴代石刻拓本匯編』四九冊一六七頁にある。）及び『道園學古錄』巻

五〇「玄門掌教孫真人墓誌銘」を参照。完顔徳明も後に「知集賢院道
教事」となっていることが、「孫徳戎道行碑」よりわかる。

⑨ 張留孫の最高位である「知集賢院領諸路道教事」と孫徳戎の「知集
賢院道教事」は、時期的に重なる部分がある。この二つの称号の關係
を考えることから、正一教と全真教の關係について二とりの解釈が
できる。まず、前者が「元史」卷二二「武宗本紀一」大徳二一年九月
丙子の条にも見えることから、これを正式名称と考えた上で、後者が
前者の略称であるとは考えない場合である。この場合、孫徳戎の称号
は、張志仙と同様に、その前に「管領諸路道教所」を持つため、「知
集賢院道教事」は純粹に「集賢院の中でも道教の事を知す」ことを意
味すると考えられる。その点で、張留孫の「集賢院を知す」ことより
も、集賢院に対する権限が小さいと言える。もう一つは、前者と後者
の意味は同じであるとする解釈であり、その場合「管領諸路道教所」
は、華北・陝西における道教所の整備状況を江南と比して強調してい
ると考えることもできるだろう。

⑩ この碑の立石者が当の張志仙であることを考慮に入れば、以下の
ような推測もまた成り立つ。すなわち、自分の継承が正式なものであ
ったことを明示するために、立石の時点（大徳三年三月）での正当手
続である集賢院箚田の上奏、下詔が行われたことを強調したという解
釈である。したがって、至元二二年において、このような手續が本當
に行われていたのかは、多少の疑問も無しとしない。というのも、張
志仙の掌教就任の時期ははっきりせず、何か問題があったように思わ
れるからである。「山右石刻叢編」卷二七「樂全觀記」には、おそら
く立石者のひとりとして「前掌教洞明真人大宗師祁志誠」とあり、
「前」とつくところから、祁志誠が至元二二年に「掌教」を退いてい
ることは間違いない。しかし、その後掌教につくはずの張志仙は京師

に留まったことだけはわかるのだが、その後の具体的な足跡は明らか
でない。はっきりしているのは、朱象先「古樓觀紫雲衍慶集」卷中
「大元清和大宗師尹真人道行碑」（道家金石略）六八〇頁も同じ）に、
「至元二十七年、玄門掌教玄逸張君真人被朝命巡祀岳瀆、馳駟來秦、
炷札于古樓觀宗聖宮、宗祖道也。」とあるように、至元二十七年正月に
岳瀆の祭祀に出たことである。「元史」卷一六「世祖本紀一三」に、
「二十七年春正月、……丁巳、遣使代祀岳・瀆・海神・后土、……」
とあるのに対応する。それから成宗即位までの間も、彼の動向がわ
からない期間となっている（道家金石略）七七七頁「創建玄逸觀碑」
には、「運至元二十八年、真人張公嗣教、署玄逸為額、仍札付提点本
觀事。」とあり、至元二八年に「嗣教」となったかのように記される
が、これは、玄逸の額をもらった事実のみが二八年であり、その前提
となる張志仙の掌教自体はもと前のことと考えて差し支えない。
ただし、たとえ「祁公道行碑」の記述を鵝呑みではできないとしても、
例えば「元典章」卷三三「礼部六」道教「住持宮觀事」からも、集賢
院と道教のつながりがうかがわれる。これは、高橋一九九七、高橋一
九九九がすでに指摘しているところである。

⑪ 陳一九九三は、学校に関わる全面的な検討を行っており、貴重な研
究である。集賢院についても、主に中央における学校の事務を担当す
る機構として検討を加えている。

⑫ 原文は以下のとおり。
薛神皇帝登宝位之後、累降聖旨、設立学校、養育人材、以備擢用。至
元二十一年、設立集賢院、提調内外学校、各処行省設立儒学提举司、
路裏軍裏交委付学官每教有来。

⑬ 「元典章」卷九「吏部二」教官「正・録・直論・直学」は延祐四年
正月の案件であり、当時の集賢院の典型的な仕事を表す。また、「元

史 卷八一「選舉志一」学校において、「凡正・長・学録・教諭、或由集賢院及台憲官舉充之。」とあるのは、集賢官や監察官が学官を推挙する権限を持っていたことをいう。

⑭ 「元典章」卷九「吏部三」教官「保選儒学官員」（「廟学典礼」卷二「儒職陞転保奉後進例」では二月とするが、これは「廟学典礼」では、行省が中書省の咨文を受け取った日を冠していることによる）。文章の試験に関わることは、大徳年間以後も、翰林国史院において評価をくだすこともあったが（「元典章」卷九「吏部三」教官「考試教官等例」）、任用の際には、一般に集賢院への報告が必要となる。

三、初期集賢院の中心人物

至元二二年、集賢院が独立した当初の人的構成とその活動内容とを探っていく。趙孟頫「松雪斎文集」卷七「大元勅賜故榮祿大夫中書平章政事守司徒集賢院使領太史院事贈推忠佐理翊亮功臣太師開府儀同三司上柱國追封趙國公諡文定全公神道碑銘」（以下、「アルグンサリ碑銘」と略）には、

（至元二二年）秋、集賢館を置き、公に命じて集賢を領せしめんとするも、公請うて司徒撒里蛮を以て之を領せしめんとす。乃ち公を以て中順大夫・集賢館學士と爲し太史院の事を兼ねしむ。

とあり、至元一八年の末以来翰林院のもとにあった集賢院は二一年に独立を果たしたという。^① 集賢院ではなく集賢館とされるのは、実際に新しい場所が用意されたためである。集賢館を領したのはサルバンであり、アルグンサリ (Arghun Salir) はその次官となった。

サルバンは至元一〇年代からすでに蒙古翰林院の長官としてモンゴル文字詔書を扱う重要な職務にあたっていた。そして、第一章第二節で述べたように、「司徒府」という組織設立の一貫として一八年に集賢院を兼領したが、ここで改めて

⑮ 「元典章」卷三一「礼部四」儒学「立儒学提举司」、或いは「廟学典礼」卷二「左丞葉李奏立太学、設提举司、及路教選格例、備戸免差」、「学校時宜、備戸免差、贈学糧子」を参照。

⑯ 混乱の一例が「元典章」卷九「吏部三」教官「体覆山長」に現れている。

⑰ 注⑬及び陳一九九三、宮一九九九を参照。

⑱ 「元典章」卷二二「吏部六」備吏「随路歲貢備吏」（「廟学典礼」卷一「歳貢備吏」もほぼ同じ）からは、その一面が垣間みられる。

⑲ 「楚國文憲公雪樓程先生年譜」至元二三年丙戌の条。

集賢院を領することになった。しかし、その後のサルバンの称号をみると、二二年二月に翰林学士承旨と表記されて以降、^②「アルグンサリ碑銘」に載せられる二二年九月の記事も含め、一三三年二月までは一貫して翰林承旨と表されている。つまり、彼は集賢院を領するといひながら、実は官職としてはもう一段官品が高い、蒙古翰林院の翰林学士承旨であり続けたのである。^④従って、彼が集賢院の長官になった背景には、至元一八年の「司徒府」設立、及び二〇年から二二年までの翰林院と集賢院の一体化という二つのステップを想定できる。一方、『元史』卷一三「世祖本紀一〇」至元二二年二月乙酉の条には、

集賢院を立て、扎里蛮を以て之を領せしむ。

とあつて、まるで二二年になって初めて集賢院が立ち、サルバンがその長官となつたように記されるが、これまで論じたとおり不十分な表現である。^⑤ともあれ、「百官志」に示された独立の時期も至元二二年であつたことに照らして、「アルグンサリ碑銘」や第二章第二節で挙げた「整治学校」の至元二一年も、単なる書き間違いでないとすれば、それは、設立まで何段階かのステップがあつたことや、至元一八年以来続いた集賢院と翰林院の關係の変化を反映したものに他ならない。サルバンやアルグンサリが領した集賢館は、これまで経過を考察してきた集賢院とは別ルートから、独立に向けて整備されてきたのかもしれない。いずれにせよ、敢えて独立の期日を特定すれば、至元二二年三月以降二二月以前ということにならう。^⑥

さて、長官のサルバンの本務が翰林官にかかるものであつて、集賢院の職務に直接与らなかつた点とすると、次官であるアルグンサリはどうだつたのが問題である。「アルグンサリ碑銘」では、彼の功績を称えて以下のように述べる。

初め世祖の知る所と為り、即ち勸むるに天下を治むるは必ず儒術を用い、江南の諸老臣及び山林薙沢に道芸の士有らば、皆な宜しく招納し、以て選録に備うべきを以てす。是において集賢院を置き、求賢の詔を下し、使を天下に遣わす。天下風を聞きて起ち、至る者は悉く公に命じて之を館せしむるに、礼意周洽にして、皆な過望に喜ぶ。其の旨に称わざる者有らば、亦た請いて賚を厚く

して之を遣り、以て来る者を勧む。而して集賢の長貳、一時の名流を極むるは、尽く公の薦用する所なり。

アルグンサリが江南の隱逸の士の召募を勧め、その勧めにより集賢院が置かれ、そして彼の推薦した者が枢要の地位に就いたというのである。彼自身も大徳三年までわずかな期間を除いて集賢官であり続けた^⑦。初期集賢院の性格を考える際には彼をおいて考えることはできない。アルグンサリの任用には、仏教の素養を持っていたことが大きく影響している。彼は、仏教を身につけた父のキタイサリ (Qitai Sali) の影響もあり、

通徹公（キタイサリ）父に従いて燕より北庭に還り、公の兄弟三人を生む。已にして召を被り、妻子を北庭に留む。……（雲中紀）居ること三年、公 国師八思馬アハマに従い、浮屠法を学び、数月ならずして其の書に通じ、旁ら諸国及び漢語に達す。

と述べられるとおり、彼自身も仏教に通じていた。至元十一年、パスバはチベットに帰るにあたってアルグンサリを推薦し、その結果、彼は裕宗チンキムのケシクに入ることになった^⑧。仏教の影響を強く受けたアルグンサリが「江南の諸老臣や山林藪沢の道芸の士」を招いて、その中から任用を行うことを建議したのは、動かぬ事実である。その結果が集賢院設立につながったからには、まず、張留孫を集賢院設立の唯一の推進者とするのは修正が必要である。さらに、その後の二人の集賢院内での力関係を見ると、張留孫が至元二五年に初めて「預議集賢院」になったのに対し、アルグンサリは至元二二年秋に「集賢を領」し、ついで「集賢官学士兼太子院事」となっており、アルグンサリの方が夙に歴とした位に就いた。仮に、道教保護が集賢院独立の第一義であるとするならば、正一教の張宗演や張留孫が、名義だけでもトップに座っていておかしくない。道教を司らせることは、確かに集賢院設立の目的の一要素ではあったが、他にも目的があったということの傍証となろう^⑩。

次に、サルバンやアルグンサリが行った具体的な仕事についても考えてみたい。彼らが祕書官や地方の学校、国子監等からの上奏を、皇帝の傍らにあつて取り次いでいた事実は、『元典章』や『祕書監志』、『廟学典禮』等に見える。その他に、彼らの事跡の一例として、『大元一統志』の編纂事業に関与した記録が『祕書監志』巻四「纂修」に詳細に残されて

いる。至元二二年七月、秘書監に地理志の編纂が命じられた^①。大徳七年に完成をみることになる『大元一統志』は、当時まだ正式な名前こそなかったが、広大な領土を手中に収めたのを誇示するために、或いは逆に政治経済活動上の必要に迫られての一大事業であつただろう。「アルグンサリ碑銘」では触れられない事実ではあるが、『秘書監志』の記述からは、アルグンサリは至元二四年までの作業開始の時期に一貫してその仕事に関わつたことがわかる。そして、関連上奏の多くは集賢院を通して行われている。この作業に関連して、秘書監は至元二三年八月二十九日に調査を行い、少し前の中書省の上奏とそれに対するクビライの言葉を引いて、以下のように述べる。()内は著者注である。

一、奏するには、「孔子の子供たち(孔子孫)に教えている(曲阜教授 陳儼という小名のひとりのものと、マンジの地方(江南)にいるひとりの秀才(儒者) 虞応龍、及び京兆府のひとりの秀才蕭颯(字は維斗)は、この地理のことによく通じております。その者らをやつて来させたら如何でしょう。」と奏したところ、「来させよ。さらに用いているマンジ・北中国の秀才がいれば、アルグンサリがわかっていたら、一処に求めよ。」と聖旨がなされた^②。

聖旨の具体的な内容についてはいくつかの解釈が可能であるが、まず、地志編纂のために陳儼・虞応龍・蕭颯をはじめとする人物が召されたことがわかる。そして、アルグンサリが、その人材管理の任務を命ぜられた、あるいは任務に与つていた、と理解することができると、広大な領土を覆う地図作成のために多くの人材が求められたが、秘書監内の人物だけではそれをまかなうことができなかった。そこで、当時、まだ秘書監とは正式な統轄関係がなかつた集賢院のアルグンサリが人材管理にあつた。彼は、「はじめに」で挙げた^③の役割、つまり賢良の召集という側面から捉えられる役割を果たしていたと言えよう。

- ① 『元史』卷一三〇「阿魯渾薩理伝」には、「(至元二二年九月)命領(集賢)館事、阿魯渾薩理曰、陛下初置集賢以待士、宜択重望大臣領之、以新觀聽。請以司徒撒里蛮領其事、帝從之。」とある。
- ② 『元史』卷一三「世祖本紀一〇」至元二二年二月丁亥の条。
- ③ 『元史』卷一四「世祖本紀一」至元二三年二月戊午の条。
- ④ 『元史』卷二「成宗本紀四」大徳八年二月甲辰の条では、「翰林学士承旨撒里蛮進金書世祖実録節文一冊・漢字実録八十冊。」とされる。至元二三年以降彼は「司徒」や「大司徒」とされることが多いが、

その官職は一貫して翰林学士承旨であった。

- ⑤ 中華書局点校本で校勘がほどこされているように、この記事の前後の干支はつじつまが合わない。『元史』編集時の作業ミスであると考えれば、集賢院が二年二月に立てられたという意味の記事ではない可能性もてくる。

- ⑥ 『秘書監志』巻一「設属官」に、至元三年三月の「翰林集賢侍講学士滕」とあった。また、第一章注②で挙げた閣復のタイトルは至元二年正月～七月の内のいつかは特定できない。そして、『秘書監志』巻九「題名」の秘書監の条には、「侯爵、至元二十一年十二月二十日、以集賢学士正議大夫上。」とあって、それ以前に集賢院が独立していたと考えられる。一方で、至元三年三月に依然「翰林国史集賢院某」の称号を持つ安祚という人物が碑を書いたという記述が、武億『授堂金石文字統跋』巻一三「無住禪師碑」にある。残念ながら、碑文は録文されておらず詳細はわからない。安祚については、注⑩を参照。

- ⑦ 「アルグンサリ碑銘」に、以下のようにある。

明年春（至元三年）、升集賢大学士・中奉大夫、明年春、進資徳大夫・尚書右丞、並兼太史院事、冬、拜榮祿大夫・平章政事、兼集賢大学士・太史院使、廿八年、乞解機務、以為集賢大学士、三十年、加領太史院事、……明年春（元貞元年）、以朔戴功加守司徒、大徳三年、復拜平章政事。

- ⑧ 曹氏校勘本『松雪齋文集』の「アルグンサリ碑銘」では、キタイサリは「歴大同路僧衆都総統、釈教都総統、同知総制院事」とされる。また、陳一九三三、巻二「儒学篇」において、アルグンサリの学問に

ついて、すでに言及がある。

- ⑨ 「アルグンサリ碑銘」を参照。
- ⑩ 『程雪樓先生文集』巻七「陳氏先徳之碑」等によると、釈教に深く通じていたとされる安祚も、翰林学士承旨として「領集賢院会同館道教事」となったことがあった。その正確な時期は特定できないが、至元二〇年代の可能性が高い。同書巻九「秦國文靖公神道碑」、北村一九九九を参照。

- ⑪ 『元史』巻一三「世祖本紀一〇」至元二年七月甲戌の条。
- ⑫ 本文は以下のとおり。

一、奏、有一箇孔夫子的孩兒每根底教的陳儼小名、又有一箇蛮子田地裏有的秀才虞応龍、又京兆府根底一箇秀才蕭維斗、這地理的勾当好理会的有。那的每根底教將來呵、怎生、廢道、奏呵、教來者。再用著的蛮子漢兒秀才每有呵、阿兒渾撒里理会的有、怎一処索者、廢道、聖旨了也。

陳儼を曲阜教授としたのは、次注『元史』の記事による。

- ⑬ 『元史』巻一四「世祖本紀一」至元三年二月丙寅の条。また、蕭巖については、『滋溪文稿』巻八「元故集賢学士国子祭酒太子右諭徳蕭貞敏公墓誌銘」に、「命開祕府、詳延天下方聞之士、撰述圖志、用章彊理一統之大。使者來徴、公辭焉。」とある。同じ時期に、藥物書の撰定も行われており、これはサルバンと許国禎が中心になっていた。翰林院や集賢院がこの時期書物の編纂出版に関わることは珍しくなかったということだが、地志編纂にかかる人材集めの側面はここで強調できよう。

四、設立の目的

独立までの集賢院は、自身の官庁を持たず機構さえ整っていない段階にあり、「百官志」に挙げられる職務も、まだ本格的に行ってはいなかった。官制が未整備であった当時であつて、そのような機能を部分的ながら果たしていたのは、例えば蒙古翰林院や翰林国史院であつた。翰林官は中統から至元初にかけて積極的な推挙を行い、それが吏からの昇進等に比しても手取り早く良質の人材を確保する方法であり、^①その際、推挙された人物には初任官として翰林官となるものが多かつた。ところが、至元中後期には、翰林官として活躍してきた人物の一半、翰林学士承旨であつた王鶚をはじめ竇黙や姚枢らが他界しており、そのような状況は中書省を構成した漢族官僚等においても見られた。^②基本的な政治機構が整いつつあつた国家にとつて、それがどのような影響を及ぼしたかを推し量るのは容易ではない。ただ、官僚同士の権力争いに対して、或いは仕官を望む面々には大きな影響を与えたに違いない。そして、ちょうどその時期に顕在化したのがアフマッド一族へのゆきすぎた権力集中であつた。翰林院を中心として文章の官等を集める機構が統合されたのも同じ時期であつた。^③その機構統合の影響もあつて、至元二〇年から二二年まで集賢院は翰林国史院のもとに置かれていたのである。こうした状況の中で集賢院が独立した目的や原因は、大きく二つの側面からとらえることができよう。一つは翰林院とは違う勢力としての集賢院が求められたということである。例えば、従来から言われてきたように、新しい道教の一派として入ってきた江南の正一教集団は、その勢力拡大のために、華北とつながりの深い翰林院に取り入るのではなく、新たな政権との連絡機構を求めて集賢院設立を建言していた。その始まりは正一教天師の入観であり、その数年後の張留孫の建議を経て集賢院独立の一因となつた。

別の大きな側面として、仏教でもなく道教でもない宗教とは別の見地から「選録に備」えるための人物を選び抜き、完成間近の大都に集めようとしたという目的が挙げられる。アルグンサリが江南の隱逸の士の召募を勧めたのはその一例で

あつたし、同じような主張をしていたのは、彼だけではなかった。至元二〇年前後には、優秀な人材を新たに任用すべきであるという意見が盛り上がっていたと思われる。そして、アルグンサリが至元二一年秋に設置したのが「集賢院」ではなく「集賢館」と呼ばれたのは、用いるべき人物を集めて住まわせておくための場所・建物の創設が主目的であつたからではないだろうか。『松雪斎文集』巻八「有元故徵士王公墓誌銘」にも、

二十三年春、侍御史程公鉅夫・中書通事舍人帖木兒不花 旨を奉じて、顛ら兩人を召す。其の一人は儒学提举葉李なり。遂に与偕に見うるに、上驩ぶこと甚し。集賢院に館せしむ。

とあつて、推薦された人物が大都に来ると、集賢院に留め置かれたことがわかる。つまり、「百官志」でいう「隱逸を徵求し、賢良を召集する」役割、そして、「張公碑銘」にも書かれる「天下の賢士を館する」機構として集賢院は独立するに至つたのである。

さて、集賢院の人的構成を考えるにあたっては、裕宗チンキムとの関係を無視することができないことを付け加えておこう。集賢官となつた人物はチンキムと非常に近い距離にあつた。例えば、サルバンは元来チンキムの従官だつたようであるし、アルグンサリがパスパに推薦されてチンキムのケシクに入ったことは既に述べたとおりである。一方で、許衡のように国子監との関連が深い人物も集賢学士になることが多かつたが、その国子監は元代の東宮機構といえる詹事院との兼官が目立つ。さらに時代を下ると、「アルグンサリ碑銘」に、「(三十二年)世祖登遐す。裕聖皇后公に命じて翰林・集賢・太常礼官を帥いて礼を備せしめ、成宗を冊立して皇帝の位に即かしめんとす。」と、テムル即位の際にアルグンサリたち集賢官が積極的に行動したことが明らかになる。チンキムからテムルへの過程は、多くの紙幅を必要とするためここでは暫く措くとしても、至元二〇年前後のチンキムと彼を取り巻く人物が政治の表舞台に出てくる点には注意を払うべきである。そして、集賢院設立は、チンキムの権限のみで現実化したものではもちろんないだろうが、アフマッド暗殺前後の新たな秩序作りの時期にあつて、政権の指向を色濃く反映していたといえよう。

- ① 詳細は張一九八八を参照。
- ② 国家革新期の元勳を称える目的を持って編集されたと考えられる『国朝名臣事略』に彼らの小伝がある。
- ③ 詳細については、櫻井二〇〇〇を参照。
- ④ 『元史』巻一七三「葉李伝」には、「李既至京師、勅集賢大学士阿魯渾撤里 館于院中」とある。また同書巻一九〇「儒学伝二胡長孺 伝も参照。
- ⑤ 高橋一九九七もチンキムとの関わりをすでに指摘している。しかし、高橋氏の「のちの仁宗時代以降の状況から言えば、……要は道教代表者たちの名譽職にすぎなかった」という指摘は、集賢院の役割の一面のみを捉えたものと言えよう。

結びにかえて——大徳以降の集賢院——

「隠逸を徵求し、賢良を召集する」ことを主目的として誕生した集賢院は、人材登用の一経路として、いくつかの方向性を持ちつつ機能していった。集賢官自身が推薦・登用の役割にあたる以外に、なかなか招請に応じない「遺逸」や「賢良」を迎える場合の称号としても集賢官が与えられた。例えば、在野の士であり続けた劉因は、至元二八年に集賢学士として招かれたし、地理志編纂への参加に応じなかった蕭燾は、大徳七年、一〇年にそれぞれ集賢直学士・侍読学士として招かれている。②このような場合には、明らかに集賢官の称号が翰林官より好んで用いられたのである。また、医学に長けた許国禎が集賢大学士の称号を受けたことからは、翰林院が極端に儒学寄りなのに対して、集賢院が学問分野間の垣根を低くした組織だったことが明らかになる。③これには、道教が集賢院と結びついていたことが大きく影響している。そして、より強調すべきは、集賢院は漢族の事柄を扱う組織であるという構図が徐々にできあがっていたことである。とりわけ、

- ⑥ 『元史』巻一一五「裕宗伝」を参照。
- ⑦ 小畑一九九五を参照。また、『秋潤先生大全文集』巻八五「為教孔顔孟子孫事状」に、「今後有無選三家徳性顯明俊者、使人京師国学令学士等官教育、庶幾有成以昭先世之徳」とある。「学士等官」とは、あるいは集賢学士を指すのかもしれない。
- ⑧ テムルの即位にあたって、テムルの実母・バヤンに加え、チンキムのケシクにあつた人物が積極的に行動した。アルグンサリについては、『元史』巻一三〇の本伝にさらに詳細に述べられる。この部分の記述は、おそらく『松雪齋文集』以外の史料をもとにして書かれた部分である。

至元中期から後期にかけて整備されていったという時期の問題を考慮に入れた場合に、集賢院の存在が江南出身者の任用に積極的に作用したことが注目される。南北統一、そしてチャイナプロパーにおける混乱期を抜け出した至元二〇年頃、新たに作られた士人登用機関は、江南士人の人材発掘や任用に大いに利用されていた。本稿で論じた崔彧や程鉅夫は早い時期に集賢官として直接江南に赴いて賢良の出仕を勧めたし、推挙を行う行御史台や教育組織との連関を強める中で、江南と政権を繋ぐ役割の一部を担っていった。集賢院の独立は至元年間という時代状況を色濃く反映していたのである。

大徳年間以降の集賢院は、このような基本的性格を持ち続ける一方で、少しずつ役目を変化させていった。まず、元代における官衙の廃立の例に漏れず、皇帝の意思や皇太子・皇太后の志向に影響を受けた。例えば、集賢官への任官例を史料からうかがうと、至元から大徳年間にかけては集賢官全体に占める割合が少ない集賢大学士が、至大年間から延祐年間にかけて大量に見られるが、これは、武宗から仁宗の時期にかけて、大量に与えられた名誉称号の一つとして、集賢院の最高官位が用いられたためである。また、社会情勢の安定に伴って、地方の学校や書院が整備されていくと、それらを統率し、そこから推薦される人物に対応するという機能が重要になっていく。そして、同時に、推薦された人物や在野の士に対して称号を贈ることも行った。一方で、道教を統括する衙門であるという認識は次第に定着していく。さらに、集賢院が持つ多面性と柔軟性を踏まえて、陰陽学や医学など、儒教と道教の中間に位置づけられる組織の統括も行うようになった。冒頭で挙げた「百官志」で認識される状態に近づいていったのである。

ところが、もともと集賢院が翰林院に附属していたことや、翰林集賢院が存在したことから、当初の目的とは別に、翰林院と並んで文章草稿を行う者としての政治的、社会的活動も広く行っていく。「百官志」において、集賢院がもともと系統の異なる翰林国史院の次に並べられているのは、別の時代に比して特徴的である。二つの組織に属する人々への評価に多少の変化はあったが、元代を通じて「諸老」・「養老尊賢之地」等と呼ばれ、諮問機関としての性格を持ち続けた。この二つの官衙について、元末明初の陶宗儀は『南村輟耕録』巻二二「公宇」の中で、集賢院を（蒙古）翰林院、翰林国史

院よりも先に列している。これは、至正年間には集賢院の地位が高く評価されていたことの一端を示すのかもしれない。^⑨

集賢院は、官僚機構全体の中で見れば、決して突出した存在ではなかったが、能力のある人物を推薦するという設立当初の目的を失うことは決してなく、^⑩多面的な活動を行った。とりわけ、道教や医学などを含めた多様な分野の学校や人々を一つの機構が統括し、そこから賢才を政界に吸い上げようとする仕組みは劃期的だと言える。今後は、科挙による登用だけではなく、多様な出仕経路の制度的裏づけにも注意を広げていくことが必要であろう。

① 『滋溪文稿』巻八「静脩先生劉公墓表」。劉因については袁一九七八が詳し。

② 『元故集賢學士國子祭酒太子右諭德補員敏公墓誌銘』。

③ 錢大昕『補元史藝文志』巻三「医書類」には、「忽先生『金蘭循經取穴圖解』一卷」の作者の説明に、「名公泰，字吉甫，翰林集賢直學士」とあり、医学に長けた人物がここでも集賢院の称号を持っている。彼についての詳細はわからないが、集賢院が翰林国史院の下にあった時期の称号であろう。

④ 時期を特定できないが、『元史』巻七六「祭祀志五」岳鎮海瀆の條には、「既而、又以駢騎迂遠、復為五道、遣遺使二人，集賢院奏遣漢官、翰林院奏遣蒙古官、出璽書給驛以行。」とある。

⑤ 張養浩『張文忠公集』巻一一「時政書」では、至大年間の爵秩の濫発が非難されている。

⑥ 『元史』巻八一「選舉一」学校等。陳一九九三、第二章を参照。

⑦ 櫻井一九九七、註(54)を参照。

⑧ 例えば、『元史』巻一八五「汪沢民伝」。

⑨ 集賢院は翰林国史院と同じ品級を持ちながら、至元二四年ごろまで、その属吏の陞転には不利な面があったようである(『元史』巻八四「選舉志四」考課、凡吏員考滿授正七品、至元二四年の條)。大きな

変化が感じられる。

⑩ 『元史』巻一三〇「阿魯渾薩理伝」岳柱附伝に、「至大元年、授集賢學士、階正議大夫、即以薦賢舉能為事。」と、同書卷一七七「陳顯伝」に、「顯先後居集賢、署薦士積累數百、有評之者、顯曰、吾寧以謬舉受罰、蔽賢誠所不忍。」とある。

先行研究(注の中では姓と出版年を以て略記する)

安部健夫「元代知識人と科挙」『史林』四二—一六、一九五九年(のち『元代史の研究』創文社、一九七二年所収)

梅原郁「宋代官僚制度研究」『同朋舎』一九八五年

袁冀「元史論叢」聯經出版事業公司、一九七八年

袁冀「程雪樓評伝」新文豐出版公司、一九七九年

袁冀(國藩)「元代之國子學」『元史研究論集』台湾商務印書館、一九七四年

袁國藩「元許魯齋評述」台湾商務印書館、一九七二年

王樹林「程鉅夫江南求賢所薦文人考」『信陽師範學院學報』哲社社會科學版、一六一—二、一九九六年

王風雷「元代的國子祭酒考」『内蒙古社會科學』文史哲版、一九九三年

四、一九九三年(b)

- 王連起「伝世趙孟頫書道教碑真偽考」『文物』一九八三・一六、一九八三年（a）
- 北村高「安藏と仏教——元初のウイグル人官僚——」『東洋史苑』五二・五三合併号、一九九九年
- 顧敦録「元玄教宗師張留孫年表并序」『東海學報』一〇一、一九九九年
- 顧敦録「張留孫与元初政治」『宋史研究集』五、中華叢書編審委員會、一九七〇年
- 小畑是也「元朝詹事院制度研究」『史學研究』二〇七、一九九五年
- 櫻井智美「張孟頫の活動とその背景」『東洋史研究』五六―四、一九九七年
- 櫻井智美「アフマッド暗殺事件と司徒府の設立」『中国——社会と文化』一五、二〇〇〇年
- 蕭啓慶「大蒙古国的国子学——兼論蒙漢菁英涵化的濫觴与儒道勢力的消長」『勞貞一先生八秩栄慶論文集』台湾商務印書館、一九八六年（のち『蒙元史新研』允晨叢刊、一九九四年所収）
- 孫克寬「元代漢文化之活動」台湾中華書局、一九六八年（a）
- 孫克寬「元代道教之發展」東海大學、一九六八年（b）

- 高橋文治「張留孫の登場前後——發給文書から見たモンゴル時代の道教——」『東洋史研究』五六―一、一九九七年
- 高橋文治「モンゴル王族と道教——武宗カイシャンと苗道——」『東方宗教』九三、一九九九年
- 張帆「元代翰林国史院与漢族儒士」『北京大學學報』哲社版、一九八八年
- 陳垣「元西域人華化考」『北京大學國學季刊』一―四、一九三三年及び『燕京學報』二、一九二七年
- 陳高華「元代的地方官学」『元史論叢』五、一九九三年
- 特格舍「元代国子学和国子監初探」『內蒙古社会科学』文史哲版、一九八一年
- 藤島建樹「元の集賢院と正一教」『東方宗教』三八、一九七二年
- 三上次男「金末の集賢院と益政院」『鎌田博士還曆記念歴史學論叢』鎌田先生還曆記念会、一九六九年
- 宮紀子「鄭鎮孫と『直説通略』」（上）『中国文學報』五八、一九九九年
- 姚從吾「忽必烈平宋以後的南人問題」『國立政治大學辺政研究所年報』一、一九五九年（のち『姚從吾先生全集（七）——遼金元論文（下）——』正中書局、一九八二年所収）

（京都大学人文科学研究所研究支援推進員）

thoroughly due to the stability in number that the counties maintained throughout the successive dynasties. Close observation of major cases in the Jiang xi, the Jiang Zhe and the Guang dong regions, however, revealed that most new counties, since they were located on outskirts of established counties, were established with the cooperation of the inhabitants who were longing for new counties as relief from heavy tax carrying burdens or from the deteriorating public peace. Therefore, the new countries were subject to the inhabitants' will to a considerable extent. In addition, stories relating to the circumstances under which these counties were established were handed down for posterity in various forms, and how a magistrate sympathetic to inhabitants together with residential literati as the central figures established a county government was depicted. These situations in the new counties then are quite understandable as historical facts consistent with the fundamental characteristics of the Southern Song Period, when positive involvement of inhabitants in the administration played certain roles in the continuance and development of local society.

The Establishment of the Academy of Scholarly Worthies 集賢院 during the Yuan Dynasty

by

SAKURAI Satomi

This essay examines the understudied Academy of Scholarly Worthies (集賢院) of the Yuan period, with an emphasis on its formative period during the Zhiyuan (至元 1264-95) reign. It analyzes in detail the circumstance and personalities related to the Academy's establishment, its functions, as well as its relation to other administrative organs. Previous studies have stressed the court's desire to institutionally link Daosim with political power in the establishment of the Academy. However, it was also intended as a means to recruit men useful to political authorities.

While the Academy's function, including its supervision over educational institutions and its influence over other institutions, changed gradually according to the various directives of the imperial family and other administrative organs, they all can be understood in terms of the original intention behind the founding of the

Academy. Further whether considered from the perspective of personal selection or the supervision of Daoism and education, the fact that the Academy was established late during the Zhiyuan reign, when the Mongols finally extended control over the Jiangnan region, makes clear the Academy's strong links to the newly ascendant Jiangnan (江南) region. It is vital to pay due consideration to the fact that in recruiting officials, the Yuan dynasty used a variety of institutional means to complement the examination systems.